

2021年度

新潟中央短期大学

自己点検・評価報告書

令和5年4月

目 次

【自己点検・評価の基礎資料】	· · · · ·	p 1～2
【基準I 建学の精神と教育の効果】	· · · · ·	p 3～15
[テーマ 基準I-A 建学の精神]	· · · · ·	p 3～7
[テーマ 基準I-B 教育の効果]	· · · · ·	p 8～12
[テーマ 基準I-C 内部質保証]	· · · · ·	p 13～15
【基準II 教育課程と学生支援】	· · · · ·	p 16～34
[テーマ 基準II-A 教育課程]	· · · · ·	p 16～26
[テーマ 基準II-B 学生支援]	· · · · ·	p 27～34
【基準III 教育資源と財的資源】	· · · · ·	p 35～47
[テーマ 基準III-A 人的資源]	· · · · ·	p 35～40
[テーマ 基準III-B 物的資源]	· · · · ·	p 41～43
[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとする他の教育資源]	· · ·	p 44
[テーマ 基準III-D 財的資源]	· · · · ·	p 45～47
【基準IV リーダーシップとガバナンス】	· · · · ·	p 48～56
[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]	· · · · ·	p 48～50
[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]	· · · · ·	p 51～52
[テーマ 基準IV-C ガバナンス]	· · · · ·	p 53～56

【自己点検・評価の基礎資料】

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 9 年	加茂朝学校曹洞宗大昌寺内に設立
大正 15 年	新潟県知事より各種学校の指定を受ける
昭和 12 年	文部省令第 11 条による専門学校入学者無試験検定指定校となり、中学校として認可。財団法人大昌寺教学財団が設立認可され、当財団による経営となった
昭和 18	新中等学校令の公布により、中等学校修業年限が短縮され、校名を加茂朝学校より加茂朝中学校と改称
昭和 23 年	新制高等学校の発足に伴い、加茂暁星高等学校と校名を改称
昭和 26 年	私立学校法の施行により財団法人を学校法人に組織変更
昭和 33 年	これまでの定時制課程普通科の他に更に全日制課程商業科を設置
昭和 37 年	全日制課程普通科を設置
昭和 42 年	全日制課程衛生看護科を設置
昭和 43 年	文部大臣の認可(昭和 43 年 3 月 15 日)をうけて暁星商業短期大学商業科 1 部、2 部を設置
昭和 44 年	加茂暁星高等学校定時制課程廃止
昭和 56 年	暁星商業短期大学を加茂暁星短期大学に校名を変更 加茂暁星短期大学に幼児教育科を設置
昭和 61 年	加茂暁星短期大学を新潟中央短期大学に校名を変更、商業科を商学科に学科名を変更
昭和 62 年	新潟中央短期大学商学科 2 部を廃止、商学科 1 部を商学科に変更 加茂暁星高等学校に情報処理科設置
平成 2 年	加茂暁星高等学校に社会福祉科を設置
平成 4 年	新潟中央福祉専門学校介護福祉科設置
平成 6 年	新潟経営大学経営情報学部経営情報学科設置
平成 7 年	文部大臣より新潟中央短期大学商学科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける
平成 8 年	文部大臣より加茂暁星高等学校社会福祉科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける
平成 16 年	新潟経営大学経営情報学部競技スポーツマネジメント学科設置届出
平成 16 年	文部科学大臣へ加茂暁星高等学校商業科を IT コミュニケーション科へ科名変更に伴う寄附行為変更届
平成 17 年	新潟経営大学経営情報学部競技スポーツマネジメント学科設置(入学定員 40 人総定員 160 人) 新潟経営大学経営情報学部経営情報学科入学定員 150 人(総定員 640 人)に変更 加茂暁星高等学校商業科を IT コミュニケーション科に科名変更
平成 19 年	加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科募集停止 加茂暁星高等学校普通科入学定員 240 人を 280 人に変更 新潟中央短期大学幼児教育科入学定員 50 人を 80 人に変更
平成 20 年	新潟中央福祉専門学校介護福祉科(平成 20 年度生を)募集停止
平成 21 年	新潟中央福祉専門学校介護福祉科(平成 21 年度生以降も)募集停止 加茂暁星高等学校普通科入学定員 280 人を 240 人に変更
平成 21 年	文部科学大臣より新潟中央福祉専門学校介護福祉科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける 文部科学大臣より加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける

平成 22 年	新潟経営大学経営情報学部競技スポーツマネジメント学科をスポーツマネジメント学科に科名変更 新潟経営大学経営情報学部経営情報学科入学定員 150 人を 140 人に変更 新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科入学定員 40 人を 50 人に変更
平成 23 年	加茂暁星高等学校普通科入学定員 240 人を 200 人に変更
平成 26 年	新潟経営大学経営情報学部経営情報学科 3 年次編入学定員 20 人を 15 人に変更 新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科に 3 年次編入学定員 5 人を設ける 加茂暁星高等学校普通科入学定員 200 人を 160 人に変更 加茂暁星高等学校衛生看護科入学定員 40 人を 80 人に変更
平成 27 年	新潟経営大学観光経営学部観光経営学科設置に伴う収容定員変更認可
平成 28 年	新潟経営大学観光経営学部観光経営学科設置(入学定員 60 人、総定員 240 人) 新潟経営大学経営情報学部経営情報学科入学定員 140 人を 120 人に変更 新潟中央短期大学幼児教育科入学定員 80 人を 100 人に変更 加茂暁星高等学校衛生看護科を看護科に科名変更
令和 2 年	新潟経営大学観光経営学部観光経営学科募集停止

<短期大学の沿革>

昭和 43 年	暁星商業短期大学（商業科第 1・2 部）設置
昭和 56 年	加茂暁星短期大学に校名変更。幼児教育科設置
昭和 61 年	新潟中央短期大学に校名変更。商業科を商学科に変更
昭和 62 年	商学科第 2 部を廃止。
昭和 62 年	体育館竣工
平成 5 年	新潟経営大学経営情報学部に改組転換のため商学科を募集停止
平成 7 年	商学科廃止
平成 19 年	幼児教育科募集定員を 50 人から 80 人に変更
平成 28 年	幼児教育科募集定員を 80 人から 100 人に変更
平成 28 年	校舎移転改築（加茂市希望ヶ丘 2909 番地 2）

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	230	900	621
新潟中央短期大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	100	200	156
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	240	880	520

※加茂暁星高等学校の人数は看護専攻科を含む

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

新潟中央短期大学は、1920（大正9）年、加茂市の曹洞宗大昌寺に当時の住職西村大串が、地域の勤労青少年に勉学の場を提供し、禪の精神に基づく人間教育をめざして創立した「加茂朝学校」を母体とする。この「加茂朝学校」を設立した大昌寺住職の西村大串は新しい学びの場をつくる意義を開学の説明会において、次のように熱く語ったとされている。「学は業のためにあり、業また学でなければならないのである。この朝学校なるものは、普通の学校とはその趣を異にして一心に只だ身を学問にゆだねる事のできない人たちが只だわずかなる朝の時間に読書修養を志すのである。未だ惰眠を貪っている鶏鳴四時をつぐる時、嚴冬丈なす雪ふみわけて登校することは勿論困難なことには相違ない。朝学校は自から真を求むる人々の人格の修養場である。」

本学の教育目的は「建学の精神に基づいて人格の陶冶を図り、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従って幼児教育に関する専門教育を行い、豊かな知性と情操、積極的な奉仕精神と実践力を鍛磨し、地域社会、わが国及び地域社会の福祉に貢献する人材を育成することを目的とする」としており、教育基本法第1条、2条、6条、7条ならびに私立学校法第1条のいう学校の自主性・公共性・公益性に合致している。

本学ではこの建学の精神を本学ウェブサイトにおいて学内外に公表している。また、学生便覧 p 1~2 に建学の精神、それに基づく教育方針・教育目標・3つのポリシー・学修成果として明示している。

オープンキャンパス・進学相談会等においては本学ウェブサイト・入学案内等を用いて建学の精神を示しており、高校生・保護者等に説明している。特にオープンキャンパスにおいては学長挨拶で本学の建学の精神・教育目標・3つのポリシーについて述べている。

学内では、プレカレッジ・入学式・卒業式において学長挨拶・学長式辞において建学の精神、それに基づく教育目標について説明を行っている。また 1 年次必修科目の「音楽表現」では学園歌（資料）を学び、その中で学園歌の歌詞と建学の精神に関して説明している。そのほかに、1 年次生を対象に毎年実施している「参禅研修」は、本学の母体となる「加茂朝学校」が創設された曹洞宗大昌寺において行っている。住職による講話の中で、創設者西村大串が「加茂朝学校」に託した思い、趣意が語られている。学生にとって坐禅の体験学習は、建学の精神である「業学一如」の認識の場となっている。

教職員間においても新年度教職員会議・新年度教授会において、学長から建学の精神に関する話があり、建学の精神を共有する場としているほか、2019 年度策定の中長期計画でも加茂曉星学園の建学の精神と新潟中央短期大学の教育理念等というかたちで教職員に示されている。

令和 2 年度より入学時アンケートにおいて建学の精神に関する質問項目を新たに設定した。

建学の精神・教育目標・3 つのポリシーに関しては自己点検評価委員会において、令和元年度制定したアセスメントポリシーに照らして定期的に確認し教授会に報告している。また、その報告を

もとに教育目標・3つのポリシー・学習成果等の見直しに利用されており PDCA サイクルが機能している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座として、保育研究会を平成30年度までに年1回、合計37回実施している。この保育研究会は、地域の教育保育・福祉現場への貢献と連携を図る目的で実施しているものであるが、希望があれば一般の参加者も受け入れている。内容は現場職員の希望に沿う内容でテーマを設定し講師を招き、講義・ワークショップ等を実施している。ワークショップで出された教育保育・福祉現場の取り組みや悩み等の情報は、本学の授業にもフィードバックされている。

過去のテーマ等

平成29年度 (第37回)	講演	「子どもや保護者が求める保育者とは」 講師／新潟中央短期大学学長 石本勝見
	シンポジウム	「子どもや保護者が求める保育者とは」及び意見交換会
平成30年度	(悪天候により中止)	
令和元年度 (第38回)	講演・ワークショップ	「発達の多様性を理解し支援する～保育現場でできること～」 講師／藤原里美先生（一社）チャイルド・フット・レス代表理事)
	講演・ワークショップの振り返りセッション	「明日の保育に生かしたいこと～藤原先生にお聞きしてみましょう～」

教員免許状更新講習を本学園が設置する新潟経営大学と連携し、必修領域のほか、幼稚園教諭免許状に関連する科目を担当している。

地域に開かれた大学づくりの一環として、一般の方々を対象にした特別受講生制度を設けている。開講科目については地元広報紙を通して案内し、科目の受講が修了すると修了証を交付している。

社会連携・社会貢献については、地元自治体の田上町と避難所施設利用に関する協定と包括連携協定を締結している。避難所施設利用に関する協定では、有事の際に本学の体育館を近隣住民の避難所として開放することとしている。包括連携協定においては、田上町が設置する幼稚園（竹の友幼稚園）の放課後預かり保育に希望する学生を派遣している。継続的に預かり保育を担う経験は、学生にとって実践的な学びの場となっている。また、田上町立認定こども園における園内研修会に本校から講師を派遣している。さらに、田上町が計画する「重点道の駅」の開設に伴う協議会への委員参加、各種講座への講師派遣など、短大の人的・知的資源を活用し、地域社会に貢献している。

令和元年11月には、地元自治体の加茂市、新潟経営大学及び新潟中央短期大学による包括連携協定を締結し、協定に基づく連携の検討を開始した。

この他、協定を締結していないとしても、自治体からの要請があれば、出張講座等教員の派遣を行っている。

本学が実施するボランティア活動において特色としているものは、出前保育である。出前保育では、学生有志がチームを組み、地域の保育現場に出向き、子どもたちや保護者に、歌、踊り、合奏、オペレッタ等のステージパフォーマンスを披露している。実施先は、保育所、子育て支援センター、乳幼児あそびの広場といった施設が中心となっている。

地元地域が企画するイベント行事では、毎年、加茂市で4月に行われる雪椿まつり、7月の夏ザ・カーニバルに教員や学生が積極的に参加し、地域に活力と彩りを与えておりほか、公民館が主催するレクリエーション企画にも意欲的に参加している。

地域の施設等からのボランティア要請は多く、これらに対しては、地域交流委員会が窓口となり対応している。

例年地域の発展と文化振興の一助に向けて、上記のよう地域貢献活動に取り組んできたが、2020年度は新型コロナウィルス感染症拡大にともない、予定されていた出前保育・地域交流事業の多くは中止を

余儀なくされた。ボランティア実績は以下のとおりである。

2019年度 主なボランティア実施実績

日 程	ボランティア
4月 27 日	長岡市 子ども家庭課 子どもの日ウイーク:7名
5月 2 日	加茂市親子ヨガ:ボランティア
5月 23 日	加茂市立西加茂保育園「お誕生会」
7月 11 日	燕市・西蒲原群特別支援教育研究会 「なかよし交流会」:11名
	白山児童館「赤ちゃん交流会」
8月 11 日	新潟県中越福祉事務組合（まごころ） サマーフェスタ 2019 : 2名
8月 20 日	田上町子育て支援センター「夏祭り」
8月	ガデリュスいぶき保育園「大運動会」:2名
9月 12 日	加茂市立加茂保育園「お誕生会」:10名
9月	白蓮福祉会「大運動会」:10名
10月 2 日	長岡市 子ども家庭課 秋祭り:学生 7名
10月 17 日	加茂市立西宮保育園「お誕生会」
	中越福祉会（みのわの里）運動会:5名
	白山町児童館「赤ちゃん交流会」:6名
12月 4 日	三条市特別支援教育研究協議会 「ワインターフェスティバル」
12月 11 日	加茂市立子育て支援センター 乳幼児あそびの広場「クリスマス会」
12月 12 日	田上町 田上町子育て支援センター:10名
12月	白山町児童館「みんなの食堂」:5名
令和2年	
1月	白山町児童館「新春お楽しみ会」:6名
2月 26 日	加茂市立加茂保育園「お楽しみコンサート」:6名
通年実施	通年実施施設
2019. 4～2020. 3 毎週土曜日	コロニーにいがた白岩の里 余暇講師
2019. 4～2020. 3 月 1 木曜日	認定こども園あやめ保育園

2020年度 主なボランティア実施実績

日 稲	ボランティア	参加者	場所
2020年 4月 28 日	長岡市 子ども家庭課 子どもの日ウイーク	コロナ禍で中止	
7月 16 日	新潟市立小須戸幼稚園	2年生 6名参加	小須戸幼稚園
8月中旬	田上町子育て支援センター「夏祭り」	コロナ禍で中止	
8月 29 日	認定こども園 あやめ保育園 親子食育行事	学生 1名	あやめ保育園

10月5日	長岡市 子ども家庭課 秋祭り	コロナ禍で中止	
12月5日	田上町立子育て支援センター依頼 クリスマス会	学生 10名参加	田上町 交流会館
12月10日	加茂市子育て支援センター依頼 クリスマス会	学生 10名参加	加茂市 乳幼児遊びの広場

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準II-A-6）

<区分 基準 I -B-1 の現状>

教育目的・目標は建学の精神に基づき、学則第2条および学生便覧 p.1 に明確に示している。本学ではそれらを本学ウェブサイトにおいて学内外に公表している。

オープンキャンパス・進学相談会等においては本学ウェブサイト・入学案内等を用いて教育目的・目標を示しており、高校生・保護者等に説明している。特にオープンキャンパスにおいては学長挨拶で本学の建学の精神・教育目的・教育目標・3つの方針について述べている。

学内では、プレカレッジ・入学式・卒業式において学長挨拶・学長式辞において建学の精神、それに基づく教育目標について説明を行っている。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかに関しては、自己点検評価委員会において、「学習成果を焦点とした PDCA サイクル」に照らして定期的に確認し教授会に報告している。またその報告をもとに教育目標・3つのポリシー・学修成果等の見直しに利用されており PDCA サイクルが機能している。また平成28年度に新潟県内の幼稚園・保育園・福祉施設の理事長、園長、施設長を招いて本学の教育目的・目標またそれに基づいた人材養成が成功しているかについて意見交換会を行った。

また上記の過程において平成30年度より教育目標を変更した。

旧教育目標
(知識) 1 人間を愛し、自然を慈しむ心を基調に、幼児教育、保育及び児童福祉に関する専門的知識と理解を深め、知見を広める。
(技能) 2 幼児の心身の健全な発達を援助する技法を体験し、養護、芸術、レクリエーション等に関する基本的技能の習熟を図る。
(態度) 3 幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高め、常に自らの充実と向上を目指して積極的に研修する態度を養う。
新教育目標
子どものために 子どもと共に 学びつづける保育者

旧教育目標は知識・技能・態度の3つの視点から設定されたものだが、新教育目標では本学の建学の精神・教育目的をわかりやすい言葉で学内外に表明することに主眼を置いて設定された。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学では基準 I -B-1 で記したように建学の精神に基づき教育目的・目標ならびに 3 つの方針を定めている。さらにそれらをもとに「育てたい学生像」(学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー)の具体的基準項目として学修成果を 13 項目定めている。

学内においてこの学修成果は、学生便覧 p. 1~2 に明記されており、新入生ガイダンスにおいて学生に説明される。同様にシラバスで科目ごとに「卒業認定・学位授与との関連」という形で便覧に明記されており、第 1 回目の授業で担当者が受講者に説明している。

学外では、オープンキャンパスにおいて学生募集・入試委員長が学校説明のなかで学修成果を建学の精神・教育目的・目標・3 つの方針とともに説明しているほか、進学ガイダンスにおいても高校生・保護者・教員に対して説明している。ウェブサイトにおいては 1 ページを使って本学の建学の精神・教育目的・目標・3 つの方針・具体的基準項目（学修成果）を明示している。

学修成果は自己点検評価委員会で学修成果を焦点とした PDCA サイクル及び今年度制定されたアセスメントポリシーをもとに定期的に点検を行っており、教授会に報告している。現行の「育てたい学生像」(学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー)と学修成果は、教授会の議を経て令和 2 年度より適用することとなった。

□変更前の「育てたい学生像」(ディプロマ・ポリシー)と学修成果

「育てたい学生像」(ディプロマ・ポリシー)

- ・人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている
- ・子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている
- ・保育者としての自覚と責任を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている

学修成果（具体的基準項目）

【知識】

1. 保育・教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解している
2. 保育・幼児教育の理念、歴史・思想についての基礎知識を習得している
3. 保育・幼児教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎知識を習得している
4. 子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得している
5. クラス運営に必要な基礎知識を習得している
6. 気になる子どもや障害をもった子どもについて、特性や状況に応じた対応の方法を理解している
7. 保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している
8. これまで履修した保育・幼児教育分野の科目の内容について理解している
9. 保育所保育指針や幼稚園教育要領の内容を理解している
10. 保育・教育課程の編成に関する基礎知識を習得している
11. 保育・幼児教育の指導法に係る基礎知識を習得している

【技能】

1. 他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる
2. 他者と共同して活動を企画・運営・展開することができる
3. 集団において、他者を協力して課題に取り組むことができる

4. 子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができる
5. 手遊び歌や的確な話し方など活動を行う上での基本的な表現の技術を身につけている

【態度】

1. 集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができる
2. 気軽に子どもと挨拶をしたり、話を聴いたりするなど、親しみを持った態度で接することができる
3. 子どもの声を真摯に受け止め、公平で需要的な態度で接することができる
4. 挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についている
5. 自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っている

【実践】

1. 教材を分析することができる
2. 教材研究を生かした活動を提案し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる
3. 活動に応じた保育・教育素材を開発・作成することができる
4. 子どもの反応を生かし、皆で協力しながら活動を展開することができる
5. クラス運営案を作成することができる
6. 保育・幼児教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる

□現行の「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）と学修成果

「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）

- ・子どもの成長と発達を援助する専門的知識及び技能を身についている
- ・適切な保育を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身についている
- ・多様な子どもと子どもを育む環境を理解し、共に学ぶ意欲、態度を身についている

学修成果（具体的基準項目）

1. 子どもの成長と発達についての知識を身についている
2. 子どもの成長と発達について援助する技能を身についている
3. 社会人及び保育者としての心身の健康に関する知識を身につけ、その大切さを理解している
4. 社会人及び保育者としての心身の健康に関する技能を身についている
5. 自然と関わる中で命の大切さに関する知識を身につけ、その理念を理解している
6. 保育者として必要な表現技術を身についている
7. 情報機器等に関する知識および活用する技能を身についている
8. 社会人及び保育者としての自覚や責任感を身についている
9. 子どもとの関りにおいて省察し、新たな課題に気づき取り組む力を身についている
10. 社会人及び保育者としての連携・協働の大切さを理解している
11. 社会人及び保育者として相手を尊重し協力する態度を身についている
12. 社会人及び保育者としての倫理・道徳に関する知識を身についている
13. 社会人及び保育者として規範やルールに従って行動する力を身についている

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では3つの方針を建学の精神、教育目的、教育目標、具体的基準項目（学修成果）それぞれを関連づけて一体的に策定している。

それらのうち教育目標が平成29年度の自己点検評価委員会による議論及び教授会の議を経て、平成30年度より変更となった。

変更前の教育目標

（知識）

1 人間を愛し、自然を慈しむ心を基調に、幼児教育、保育及び児童福祉に関する専門的知識と理解を深め、知見を広める。

（技能）

2 幼児の心身の健全な発達を援助する技法を体験し、養護、芸術、レクリエーション等に関する基本的技能の習熟を図る。

（態度）

3 幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高め、常に自らの充実と向上を目指して積極的に研修する態度を養う。

現行の教育目標

子どものために 子どもと共に 学びつづける保育者

教育目標の変更に伴い、3つの方針及び学修成果を文部科学省の学力の3要素を加味して再検討した。具体的には、育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）及び学修成果は自己点検評価委員会、授業構成（カリキュラム・ポリシー）は教務委員会、求める学生像（アドミッション・ポリシー）は学生募集・入試委員会がそれぞれ建学の精神・教育目的・目標を基に検討し、その結果を自己点検評価委員会で再検討・集約した。その後、教授会の議を経て、3つの方針を令和2年度より以下の通り変更した。

変更前の3つの方針

求める学生像（アドミッション・ポリシー）

- ・子どもに愛情を持ち、保育し及び幼稚園教諭の職に就くことを強く希望している人
- ・基本的生活習慣を身につけ、礼儀正しい行動ができる人
- ・人との関わりの中で自らを高めようとする人

授業構成（カリキュラム・ポリシー）

- ・充実した教養科目を設ける
- ・保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目を設ける
- ・子どもと家族について理解を深める科目を設ける
- ・保育・幼児教育について保育の現場で体験的に学ぶことができる科目を設ける
- ・少人数制のゼミナール形式の授業を設ける
- ・表現技法の習得を通して、人間的成长を図る科目を設ける

育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）

- ・人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている
- ・子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている
- ・保育者としての自覚と責任を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている

現行の3つの方針

求める学生像（アドミッション・ポリシー）

- ・保育・教育・福祉に関わる仕事に就くことを希望し、努力できる人
- ・子どもに愛情を持って関わり、子どもを理解しようとする人
- ・自らの考えを持ち、また他者と協働しながら学んでいける人

授業構成（カリキュラム・ポリシー）

- ・専門的な学修につながる知識・技能や社会人として必要な思考・行動を習得するための教養科目を設置する
- ・保育・教育・福祉の場で求められる専門的知識・技能を習得するための科目を設置する
- ・授業で習得した知識・技能等について、実践の場で応用・展開できる力を育む実習科目を設置する
- ・少人数制のゼミナール形式の授業を設け、主体的に学ぶ姿勢・態度及び協働して課題を解決する力や論理的な思考力を育む科目を設置する
- ・表現技法の習得を通して、子どもの成長と発達を援助する力と人間的成长を図る科目を設置する

育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）

- ・子どもの成長と発達を援助する専門的知識及び技能を身につけている
- ・適切な保育を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけている
- ・多様な子どもと子どもを育む環境を理解し、共に学ぶ意欲、態度を身につけている

以上のように本学では3つの方針を建学の精神・教育目的・目標と一体的に、また組織的に全学的な議論を経て見直し、変更を決定している。

教育活動においては、本学の育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）つまり「卒業認定・学位授与の方針」の具体的基準項目としての学修成果がシラバスにおいて科目毎に記述されており、教員はこれらの学修成果を得られるように授業を行っている。また保育・教職実践演習において学生が自らの学修成果を記入するカルテがあり、教員はそれを用いて学生の学修成果獲得状況を把握し、教育活動の充実を図っている。

学内において3つの方針は入学時のガイダンスにおいて学生にその内容を説明している。また保育・教職実践演習においても「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）及び学修成果について説明している。学外に対しては、本学ウェブサイト、入学案内に3つの方針を明記し、学生募集要項には「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）が明記してある。3つの方針は進学ガイダンス・オープンキャンパス・プレカレッジにおいて高校生・保護者等に説明している。以上のように3つの方針は学内外に適切に表明している。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では学則第6条に基づき、新潟中央短期大学自己点検評価委員会規程を定めており、本学の教育・研究活動及び運営等の状況について点検・評価を行っている。自己点検評価項目は認証評価の項目に準じている。評価活動は自己点検評価委員会を中心としてFD委員会、SD委員会と共にに行っている。評価活動は定期的に行われ、その結果として教育目標、3つの方針、学修成果の改定を行っている。また同一学校法人の加茂暁星高校、新潟経営大学に本学の自己点検評価活動、教育活動に関する評価・意見聴取を行っている。平成28年度には幼稚園・保育園・福祉施設等の理事長・園長・施設長を招いて、本学の自己点検評価活動、教育活動に関する意見交換会を行った。

自己点検評価報告書の作成に当たっては、作成分担をさまざまな委員会が担当し、最終的に自己点検評価委員会が作成を担っており全教員が報告書作成に携わる。FD研修会は全教員、SD研修会は全教職員が出席することになっている。

自己点検評価報告書は本学ウェブサイトに公開している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

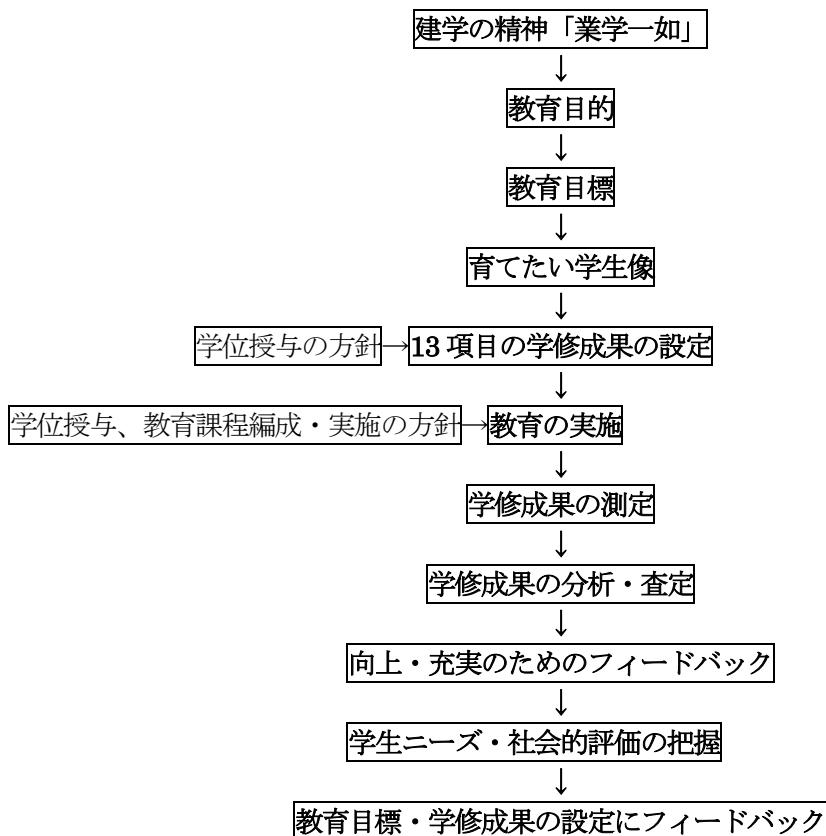
<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学の学修成果は2020年度（令和2年度）より基準I-B-2の通りとして、学修成果の向上・充実を図るために次のような「新潟中央短期大学の学習成果を焦点としたPDCAサイクル」を設定し、教育の質の保証に取り組んでいる。

「学生ニーズ・社会的評価の把握」については、以下のような調査を実施してきた。

- ① 保育園・幼稚園・福祉施設の理事長・園長・施設長を対象とした外部評価
- ② 卒業後アンケート調査（卒業後3・5・7年の卒業生対象）

新潟中央短期大学の学習成果を焦点としたPDCAサイクル



また、教育の質保証に向けて、上述のような査定システムを用いながら次のような取組みを行っている。

① 学修成果の設定

建学の精神に基づく教育目的・目標の実現に向けて自己点検評価委員会が中心となって13項目の学修成果を定めた。（令和2年度より新しい学修成果に変更）

② 教育課程編成・授業計画・教育プログラムの策定

二年間の課程で学習成果を獲得するために「授業構成について」（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教務委員会が中心となって保育士資格及び幼稚園教諭免許に加えてレクリエーションインストラクター資格の同時取得を可能とする教育課程を編成し履修基準を設けている。中でも、独自の授業内容で計画・実施している「保育・教職実践演習」、授業と行事が一体化した「ミュージカルの制作・実演（科目：表現活動指導法）」、学生の社会的活動として実施している「出前保育」は本学の特色ある教育プログラムとなっている。

③ 三つの方針の「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）に基づいた学生募集・入学試験の計画・実施

学生募集・入試委員会が中心となって高校訪問、オープンキャンパス、情報誌の活用等、様々な広報活動を計画・実施することで受験者に対して「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）の周知に努め募集が行われ、選抜試験を実施している。

④ 入学前の取り組み

入学予定者を対象にプレカレッジ（入学前学習）を実施することで入学後の学生生活に無理なく適応できる教育プログラムを計画・実施している。

⑤ 入学直後の取り組み

学生を対象に新年度オリエンテーション・ガイダンスを実施している。建学の精神、教育目的・教育目標、教育課程編成・実施の方針、卒業・学位授与方針の概説、教務・学生生活ガイダンスを行い、入学から卒業までの大学生活全般に渡って理解されるよう周知している。その他、入学直後に新入生を対象にしたアンケート調査を実施し本学を志望した理由、期待等を掌握することで学生生活支援に役立てている。

⑥ 年間を通した取り組み

学年担任で構成される学生厚生委員会が中心となって、学生の生活支援に当たっている。学生の生活の様子、授業の出席等、科目担当者から状況聴取できる指導体制が図られている。

⑦ 学修成果の分析・査定

学修成果の分析・査定のためにアセスメントポリシーを令和2年度新たに策定し、活用している。

これらのPDCAサイクルを経て平成30年度より教育目標が、令和2年度より3つの方針、学修成果が新しくなり、本学では教育の質を保証するためにPDCAサイクルを活用している。また教育の質保証を具体化する手段の一助としてGPA制度を令和2年度より導入している。

本学は短期大学幼児教育科として学則第2条（目的と使命）「学園創設の精神並びに教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の趣旨に則り、幼児教育に関する専門教育を授け、国家及び地域社会の発展に有為の人材を育成することを目的とする」に則り、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更を適宜確認（再課程認定、指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の変更等）し教授会を通じて法令遵守に努めている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では平成 22 年度に卒業認定・学位授与の方針を「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）として以下のように定めた。

本学の学修成果は卒業認定・学位授与の方針の具体的基準項目として定められており、それらを満たし、学則に定められた必要単位を満たした学生に短期大学士の学位を与えている。この卒業認定・学位授与の方針並びに学修成果は学生便覧に示し、シラバスにおいて科目ごとに学修成果との関連を示している。また卒業の要件、成績の基準、資格取得の要件は学生便覧に明確に示している。

卒業認定・学位授与の方針は、卒業することで短期大学士の学位を授与し、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状が取得可能であり社会的・国際的に通用性がある。

また、この方針は自己点検評価委員会で定期的に点検しており、本学の建学の精神、教育目的・目標と社会的要請等を踏まえ、教授会の議を経て令和 2 年度より新しい方針に変更することとした。

変更前の育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）

- ・人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている
- ・子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている
- ・保育者としての自覚と責任を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている

現行の育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）

- ・子どもの成長と発達を援助する専門的な知識及び技能を身につけている
- ・適切な保育を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけている
- ・多様な子どもと子どもを育む環境を理解し、共に学ぶ意欲、態度を身につけている

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っていている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針は、平成20年度中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を受けて、平成22年度に「授業構成について」（カリキュラムポリシー）として定めた。

平成30年度の再課程認定を経て、教育課程に変更があったこと、また平成30年度に本学教育目標の見直し、それに伴って育てたい学生像（ディプロマポリシー）を改めたことによって、令和元年度に「授業構成について」（カリキュラムポリシー）を見直した。

変更前の「授業構成について」（カリキュラムポリシー）

授業構成について

- 1 充実した教養科目を設ける
- 2 保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目を設ける
- 3 子どもと家族について理解を深める科目を設ける
- 4 保育・幼児教育について保育の現場で体験的に学ぶことができる科目を設ける
- 5 少人数制のゼミナール形式の授業を設ける
- 6 表現技法の習得を通して、人間的成长を図る科目を設ける

現行の授業構成について（カリキュラムポリシー）

授業構成について（カリキュラムポリシー）

- 1 専門的な学修につながる知識・技能や社会人として必要な思考・行動を修得するための教養科目を設置する
- 2 保育・教育・福祉の場で求められる専門的知識・技能を修得するための科目を設置する
- 3 授業で修得した知識・技能等について、実践の場で応用・展開できる力を育む実習科目を設置する
- 4 少人数制のゼミナール形式の授業を設け、主体的に学ぶ姿勢・態度及び協働して課題を解決する力や論理的な思考を育む科目を設置する
- 5 表現技法の習得を通して、子どもの成長と発達を援助する力と人間成長を図る科目を設置する

1について

本学では、保育者としての幅広い教養と深い専門性を身につけるために、2年制の単科の短期大学としては可能な限り教養科目を開設している。深い専門性を身につけるためには、土台として幅広い教養が礎と考えられ、そのためには主に1年次生の段階で教養科目が履修できるよう授業配当を行っている。また教養科目と専門科目の関連を明確にするために文言を改めた。

2について

授業科目「乳児保育」「幼児教育教材研究」「子ども家庭支援論談」等各専門教育科目において、より実践的方法や技術を習得するための学習内容になっている。また、「保育・幼児教育」を「保育・幼児教育・福祉の場」とすることで幅広く保育・幼児教育・福祉について学ぶことを明確に示した。

3について

授業で修得した知識・技能等について、実践の場で応用・展開をねらいとしている科目として実習科目「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」がある。これらの実習科目のほかにも「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」等、現場で体験的に学ぶことを前提とした科目がある。

4について

本学では、専任教員が担当教員となり少人数制で行うゼミナール形式での授業科目「保育・教職実践演習」を設けている。担当教員が学生一人ひとりの学習状況を的確に捉え、個別的学习状況に見合った丁寧な指導を行なうことができている。担当教員と学生双方が的確に学習状況を捉える為に個人カルテを作成している。この個人カルテは平成22年度から実施している。個人カルテは学生自身が学習成果を自己評価する機会となり、同時に担当教員が、当該学生の学習成果の不足を補う指導の資料となるものである。この個人カルテを学生と担当教員が活用することで、現状の学習成果をタイムリーに双方が共有し合い、更に向上することが可能になるものである。またゼミナール形式にすることで、担当教員指導のもと、学生同士が相互に学習成果を共有し、また協力し合いながら主体的に自らの課題について学ぶことがめざされている。

5について

本学では「表現活動指導法」の授業を通してミュージカルの制作・上演を行なっている。1年次後期から2年次前期にかけて取り組み、上演当日は学校行事として位置づけている。このミュージカルの制作・上演を通して2年次生の学年全体の取り組みとして年間行事に位置付けている。ミュージカルを通して、子どもの成長と発達を援助する力と人間的成長を目指している。ミュージカル上演後には学生アンケートを実施し、学生にミュージカルで学んだことを記述してもらっているが、その過程で培われるのは表現力だけでなく、人間関係を学び人間的成长を図ることができたと記述する学生が多い。

教育課程は、教育目的・目標に基づき学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門教育科目（必修科目）を中心とした講義と演習・実習が組まれ、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目及び実習を中心に配置している。

授業構成は上記の方針に則り的確に構成されている。

授業科目の編成に関しては、本学の教育目的・教育目標を達成するために必要な授業科目を開設し、卒業認定・学位授与の方針に対応した学修成果が得られるよう授業科目を構成している。

履修単位の上限設定については、1年間に履修登録できる上限を50単位とし、同時に「GPAに関する規程」（平成31年度施行）によって、1年次の累積GPAが1.5を下回る場合は、履修単位上限から4単位減らすこととした。

成績評価は、客観性及び厳格性を確保するためにあらかじめ評価基準をシラバスに明示し、各科目の到達目標に照らし合わせながら行っている。

平成23年度までのシラバスは科目名、種別、単位、担当者名、概要、授業計画、評価方法、テキストの項目で示されていた。平成24年度からは学修成果の明確化を図るために、科目の目的（達成目標）を加えた。平成25年度には授業科目の到達目標を項目として挙げ明確にすると同時に、評価方法と評価基準を明

示することとした。平成31年度（令和元年度）には卒業認定・学位授与の方針に対応した「具体的基準項目」（学修成果）との関連及び授業計画に事前事後学修（予習・復習）と所要時間を明記した。

短期大学設置基準の「教員の資格」にのっとり、教授、准教授、講師を配置し、研究業績や教育業績に関連した科目に教員を配置しており、特に実習科目には実務家教員を複数配置している。

学修成果を焦点としたPDCAサイクルを平成24年度に制定し、教育課程の見直しを定期的に行ってい る。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教育課程は、教育目的・目標に基づき学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門教育科目（必修科目）を中心とした講義と演習・実習が組まれ、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目及び実習を中心に配置している。

前述のように、授業構成（カリキュラムポリシー）を令和2年度より下記のように定めている。

- ・ 専門的な学修につながる知識・技能や社会人として必要な思考・行動を修得するための教養科目を設置する
- ・ 保育・教育・福祉の場で求められる専門的知識・技能を修得するための科目を設置する
- ・ 授業で修得した知識・技能等について、実践の場で応用・展開できる力を育む実習科目を設置する
- ・ 少人数制のゼミナール形式の授業を設け、主体的に学ぶ姿勢・態度及び協働して課題を解決する力や論理的な思考力を育む科目を設置する
- ・ 表現技法の習得を通して、子どもの成長と発達を援助する力と人間的成长を図る科目を設置する

上記のように、教養教育として実施する教養科目を「専門的な学修につながる知識・技能や社会人として必要な思考・行動を修得するための教養科目を設置する」とし、教養教育と専門教育との関連を明確に示した。

本学では、保育者としての幅広い教養と深い専門性を身につけるために、2年制の単科短期大学としては可能な限り教養科目を開設している。深い専門性を身につけるためには、土台として幅広い教養が礎と考えられ、そのためには主に1年次生の段階で教養科目が履修できるように授業配当している。また、教養科目の充実に向けて、新潟経営大学との単位互換制度を推進させている。

本学は、平成29年度において教育目標の見直しを行い、平成30年度には教育目標を改めました。また、同年に教員の免許状授与の所要資格を得るために再課程認定及び指定保育士養成施設の指定及び運営の基準の一部の改正が行われ、平成31年4月入学生から、新たな教育課程と履修基準で授業を実施している。こうした経緯から、令和元年度に三つの方針及び学修成果の見直し・点検を行い、令和2年度から授業構成（カリキュラムポリシー）を上記のように改めることとした。

教養教育の効果の測定・評価は学生を対象とした教養科目の授業評価アンケート結果、保育・教職実践演習個人カルテ及び成績評価をもとに実施している。これらの結果に基づいて科目担当者は授業評価アンケート結果を分析、考察し授業改善の工夫点等を記入し、FD委員会に提出している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は、保育に従事する人材を養成する機関であることから、就職に必要な保育士及び幼稚園教諭二種免許状といった専門資格の同時取得を目標としている。

保育・教育実習は長年、保育現場等で勤務経験を有する複数の教員が担当している。実習中の指導は全専任教員が巡回指導を行っている。この現場実習は資格取得に必要な実習であると同時にインターンシップの場ともなっている。

この2つの資格の他、公益財団法人日本レクリエーション協会が付与するレクリエーション・インストラクターの資格取得も可能で、就職後の現場でのスキルアップに繋げている。

専門職以外の就職希望者には、職種によって系列大学である新潟経営大学が実施している「日商簿記3級講座」を無料（テキスト代のみ）で受講できるようにしている。

本学は学生サポート室を設け、2名の職員が就職支援と実習支援を分担して行っている。職業教育の一環として新潟県労働委員会交易委員を講師に、就職後の社会人として必要となる基礎知識・マナーの習得、職場への定着支援、雇用のミスマッチ解消及び早期の離職防止を目的に、各種の講座を実施している。なお、毎年定期的に実施していた「就職講話」は、新型コロナ感染防止対策の観点から本年度の実施を見送った。

就職講話：前年度の卒業生を招き、在学生（2年生）に専門職への意欲をさらに喚起し、就職後の心構えを持たせるために就職講話を実施し、講座等の受講後にはアンケート調査を実施し結果について分析し、講座内容に反映させている。

職業教育の効果の測定は、専門教育、教養教育の全ての科目において学生による授業アンケート調査を実施することを通して行っている。また、1年次後期から2年次後期にわたる「保育・教職実践演習（演習3単位）」の最終授業時において、3月卒業予定者を対象に保育者として必要な資質能力についての自己評価及び「卒業時満足度調査」を実施している。さらに、3月末時点での就職状況からも職業教育の効果を評価し、改善に取り組んでいる。そのほかに実習巡回で園を訪問した際に卒業生の評価を伺い、実習委員会に報告する体制をとっている。その報告は必要に応じて、教務委員会、自己点検評価委員会で共有し課題を検討している。学生サポート室の職員は日頃から実習先、就職先と連絡を密にしており、そこで得られた卒業生に関する情報は学生サポート室担当教員に報告され、必要に応じて各委員会に報告されている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の入学者受入れの方針は「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）として、建学の精神、教育目的・目標と共に一体的に定められている。

本学入学者受入れの方針は、系列校である加茂暁星高校との意見交換会を行い自己点検評価委員会並びに学生募集・入試委員会において建学の精神・教育目的・目標と一体的に点検している。その結果として令和2年度より入学者受入れの方針を変更した。

変更前の求める学生像（アドミッション・ポリシー）

- ・子どもに愛情を持ち、保育士及び幼稚園教諭の職に就くことを強く希望している人
- ・基本的生活習慣を身につけ、礼儀正しい行動ができる人
- ・人との関わりの中で自らを高めようとする人

現行の求める学生像（アドミッション・ポリシー）

- ・保育・教育・福祉に関わる仕事に就くことを希望し、努力できる人
- ・子どもに愛情を持って関わり、子どもを理解しようとする人
- ・自らの考えを持ち、また他者と協働しながら学んでいく人

本学では上記の「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）を満たした人材を各種入学試験において選抜し、「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）を満たす人材となるよう「授業構成」（カリキュラム・ポリシー）をもとに授業を行っている。本学の学修成果は「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）の具体的基準項目として設定されており、入学者受入れの方針「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）は学修成果に対応している。

入学者受入れの方針は学生募集要項の冒頭に明確に示している。同様に建学の精神・教育目的・目標とともに3つの方針を本学学校案内、ウェブサイトに明示している。

この入学者受入れの方針は本学学修成果に対応する基本的な方針であるとともに、学修成果の把握・評価を明確に示すものとなっている。また各選抜方法においても評価・判定の基準となっている。

本学の入学者選抜はすべての選抜において面接試験を設定し、そこで本学の「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）を満たした人材かどうか審査しており、入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。学生募集要項において総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校、一期）、一般入学試験についてそれぞれの選抜方

法について明示している。またウェブサイトにおいても同様に公開されており進学ガイダンス、オープンキャンパス等において高校生・保護者・高校の教員に対して説明している。

入学者選抜は公正かつ適正に実施している。それぞれの選考基準に基づいて行われた選抜はその後合否判定会議で本学の入学者受入れの方法に照らして適正に審議し、教授会において学長のもと合否を決定している。

授業料、その他入学に必要な経費は学生募集要項・学校案内・本学ウェブサイトに明示している。

本学におけるアドミッション・オフィスは学生募集・入試委員会である。構成メンバーは教員7名・事務職員2名からなり、教員が委員長を担っている。この委員会のもとで学生募集要項・学校案内等の作成、入試問題の管理、判定資料作成等の業務を行っている。また委員会メンバーの事務職員2名により入試事務局を担当しており、受験生資料作成、合格発表、入学手続きなどを行っている。

受験の問い合わせなどに対しては、入試事務局が電話、メールで適切に対応している。また全教員・入試事務局において高校訪問を複数回実施し、高校への説明を適切に行っているほか本学では個別見学を積極的に受け入れ、受験生及び保護者の個別・具体的な問い合わせに適切に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学修成果は、教育目的・目標に基づき「学位授与の方針」（育てたい学生像）・「教育課程・実施の方針」（授業構成について）に対応させ、13項目として示している。

学修成果

- 1 子どもの成長と発達についての知識を身につけている
- 2 子どもの成長と発達について援助する技能を身につけている
- 3 社会人及び保育者としての心身の健康に関する知識を身につけ、その大切さを理解している
- 4 社会人及び保育者としての心身の健康に関する技能を身につけている
- 5 自然と関わる中で命の大切さに関する知識を身につけ、その理念を理解している
- 6 保育者として必要な表現技術を身につけている
- 7 情報機器等に関する知識および活用する技能を身につけている
- 8 社会人及び保育者としての自覚や責任感を身につけている
- 9 子どもとの関わりにおいて省察し、新たな課題に気づき取り組む力を身につけている
- 10 社会人及び保育者としての連携・協働の大切さを理解している
- 11 社会人及び保育者として相手を尊重し協力する態度を身につけている
- 12 社会人及び保育者としての倫理・道徳に関する知識を身につけている
- 13 社会人及び保育者として規範やルールに従って行動する力を身につけている

各教員は授業科目ごとに学生が獲得すべき資質・能力をシラバスの「科目的目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことにより具体的に到達目標を設定している。学生はシラバスから各授業科目の到達目標を認識し、その達成に向け学習に取り組むことができる。

学修成果は「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）の具体的基準項目として設定されており、短期大学2年間の学びの中で獲得可能である。

学修成果の測定は新潟中央短期大学の学習成果を焦点としたPDCAサイクルをもとにアセスメントポリシーを用いて実施している。資料としてGPA、修得単位数、保育・教職実践演習カルテ（資料）、学生生活・学修行動調査、成績評価、授業評価アンケート、学位授与数、卒業時アンケート等を用いており、測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもつている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では学修成果を焦点とした PDCA サイクルの一助としてアセスメントポリシーを活用している。そこで活用される量的・質的データとして以下の項目がある。

- ・GPA 成績分布
- ・修得単位数
- ・保育・教職実践演習個人カルテ
- ・退学率
- ・休学率
- ・学生生活・学修行動調査
- ・学位授与数
- ・就職率
- ・卒業時アンケート
- ・卒業後アンケート
- ・免許・資格取得率
- ・課外活動参加状況
- ・成績評価
- ・授業評価アンケート

これらの項目を自己点検評価委員会で測定・分析し本学の教育内容の改革・改善、学生支援・学修支援等に活用している。アンケート調査は調査結果がまとまり次第、委員会で評価・分析し教授会に報告、議論している。GPA、修得単位数、学位授与数、退学・休学率、免許・資格取得率、成績評価は卒業査定教授会において量的・質的データとして提示、分析され学修成果の獲得状況を教員間で共有している。学生は自己の成績評価、GPA を確認し学修成果の到達状況を確認とともに、保育・教職実践演習カルテを作成し、学修成果を自己評価、それを教員が再評価することとしている。このようにして本学では学修成果の獲得状況の量的・質的データを教職員、学生が活用できるシステムを有している。退学希望者、休学希望者に関しては質的データを重視し、担当教職員が当該学生と面接を行い、その結果を教授会において教員間で共有している。

インターンシップとしては課外活動として、出前保育、本学連携市町村の田上町認定こども園へのボランティアがあるほか、学生は長期休暇を利用して自主実習という形で保育園・幼稚園・認定こども園・福祉施設への実習を積極的に行っている。

上記の量的・質的データは学生の個人情報に抵触しない限り、本学ウェブサイトに公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学で卒業生就職先へのアンケートを平成17年度と23年度に実施したが、回収率・回収方法の問題、就職先への配慮等の理由から近年は記入式アンケートを実施していない。

それに変わる方策として平成28年度に保育園・幼稚園・福祉施設の理事長、園長、施設長を招いて保育者像検討意見交換会を行い、本学卒業生の評価について意見を聞いた。また実習巡回で園を訪問した際に卒業生の評価を伺い、実習委員会に報告する体制をとっている。その報告は必要に応じて、教務委員会、自己点検評価委員会で共有し課題を検討している。そのほかに学生サポート室の職員は日頃から実習先、就職先と連絡を密にしており、そこで得られた卒業生に関する情報は学生サポート室担当教員に報告され、必要に応じて各委員会に報告されている。

本学では上記で得られた意見及びその他のPDCAサイクルをもとに自己点検評価委員会で協議し、教授会において教育目標、3つの方針、ディプロマ・ポリシーの具体的基準項目としての学修成果の点検・改定を行っており、卒業生の進路先からの評価を聴取した結果を学修成果の点検に有効に活用している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学修成果の獲得状況を評価している。学修成果獲得状況の把握は、授業態度、小テスト、レポート、実践、定期試験等に基づいて行われている。授業の質向上に向けた取り組みとしては、毎年「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は、各教員に配付される。教員はそれらの結果から次年度の授業改善を考察・執筆し、自己点検・評価委員会に提出する。本学にはチームティーチング方式の授業が多くある。例えば、教育実習、保育実習、施設実習、体育実技、保育・教職実践演習、表現活動指導法などである。各授業担当者は、授業の事前事後において、授業内容と到達目標の共通理解を図りながら、学生の学修成果向上に向けた授業を開催している。特に実習においては、全実習の授業担当者並びに実習事務によって構成される実習委員会を組織し、実習園や学生の状況、実習における課題について共通理解を図っている。また、授業内容については非常勤講師と意見交換を行っている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導は、ガイダンスや希望者を対象とした個別履修相談の時間を設け、各学期の開始時に教務委員と教務事務によって行われている。本学の専任教員は、大半（特任教員以外）が学年担任や教務委員を経験していることから、卒業や資格・免許取得に至る履修方法について学生に指導ができる知識を有している。

教育目的・目標の達成状況は、個人カルテを通して把握し評価している。個人カルテには教育の目的・

目標を達成するための具体的基準が学修成果として、13 項目で示されている。この基準に沿って、学生は自己の学びを評価し、教員は学生一人一人の教育目的・目標の達成状況を把握し指導に生かしている。また、教員は学修成果と授業担当科目との関連を照査し、シラバスに記載している。

教育・研究の重要事項を審議する教授会の構成員には、事務長が含まれており、事務職員は事務長を通じて本学全体の学修成果を認識し、学修成果の獲得に貢献している。本学には教務、実習、図書館、就職担当の事務職員が配置されており、関係する教学組織（委員会）の構成員として会議に出席しながら学修成果の向上策を検討し学修成果の獲得に貢献している。その中でも特に教務事務は、履修及び卒業に至る学生支援の多くを担っている。教務事務は学生の履修届けが出された段階または教員から成績評価が出された段階で、卒業要件及び幼稚園教諭・保育士資格取得の要件を満たしているか確認を行い、不足の単位数については学生に個別に指導を行っている。履修したが結果的に単位が取得できなかった学生には、教務委員と教務事務が協議しながら再履修がしやすいように時間割編成の工夫を行っている。また、欠席が多い等学業の継続が心配される学生を早期に把握し、各関係教職員と情報を共有しながら具体的な学生支援に繋げている。学生の成績記録は、毎学期、成績評価が完了した科目を集約し成績データをシステムに入力し保管している。

図書館は同法人の新潟経営大学と共同施設であり、職員 3 名と学生アルバイトを雇用して運営を行っている。図書館の面積は 776 m²、閲覧席数は 134 席であり、2022 年 3 月末時点で 66,980 冊、視聴覚資料 1,438 点を所蔵している。図書館開館時間は、8 時 50 分から 19 時で、1 限授業の開始前や 5 限授業終了後も利用可能となっている。土曜日も 9 時から 12 時 30 分まで開館し学生の学習環境整備に努めている。館内は無線 LAN が整備され、パソコンの貸出も行っている。所蔵図書は、図書館ホームページの OPAC を使ってインターネット環境があればいつでも、どこからでも検索が可能である。また、MyLibrary 機能を利用すれば、学生自身が貸出・予約状況の確認と更新ができる。図書館の機能や利用方法については、4 月のガイダンス時にパンフレットを配布し、学生に説明している。

コンピュータ室は新潟経営大学との共同施設である。第 1 情報処理室（コンピュータ台数 49）、第 2 情報処理室（コンピュータ台数 41）、第 3 情報処理室（コンピュータ台数 20）には、110 台のコンピュータを設置し、全学生が利用できる台数を確保している。また、全学生にコンピュータ利用のための ID とパスワードを与え、授業時間以外でも自由にコンピュータを使用できるようにしている。

各専任教員の研究室にも学生用のコンピュータが 3 台設置しており、学生が自由に使用できる。2019 年度にはコロナ禍における授業の継続という点から、zoom を利用した遠隔授業を可能とする環境を整備した。また、Google が提供している WEB サービス、Google Classroom を活用し、課題や授業資料、成績評価をペーパーレス化し、教員と生徒の間でファイルを共有できるシステム整備に取り組んだ。これらの WEB システムは授業だけでなく、学生の個別相談、就職活動等に利用されている。

教職員には採用時にコンピュータ 1 台が貸与され、教育・研究、所属部署の職務遂行に活用している。教職員のコンピュータは学内 LAN を活用して、学生名簿や成績表の作成などデータ共有を図ることに活用されている。学校運営上、成績管理、学籍管理、資格管理など独自の教務システムを整備し運用している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。
)

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学予定者に対しては、書類を郵送し入学後の各種情報を提供している。10月11月入試の入学予定者は12月に、12月2月入試の入学予定者は3月にプレカレッジを実施している。プレカレッジでは、入学予定者に学長挨拶の中で建学の精神について周知している。その他、教育実習に関する事前調査、ピアノレッスン、保育関係の授業などを行っている。更に、自宅学習として入学後の実習に備え、保育の基本用語及び日本語検定公式問題集3級の学習、ピアノ課題（ハイエル60番までの習得）等を課し、入学後の学業との円滑な連絡を図る試みを行っている。新入生の入学に対する不安の軽減や保育の基礎的知識の習得に努めている。

入学者に対して、入学式の前日にガイダンスを行い、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。内容は以下のとおりである。（2020年度は新型コロナウイルス感染拡大のため対面のオリエンテーションではなく、zoomを活用したオリエンテーションを実施した）

- ・教務委員会による科目履修、免許・資格取得に必要な単位取得の方法、他大学との単位互換、教材購入などについて
- ・学生厚生委員会による学生生活、学友会活動、健康診断日程などについて
- ・事務局による各種事務手続き、個人ロッカー使用の方法について
- ・学生サポート室による就職活動について
- ・図書委員会による図書館利用について
- ・海外研修旅行について（新型コロナウイルス感染拡大のため海外研修・新年度学友会主催の宿泊研修を中止とした）
- ・地域交流委員会による出前保育・ボランティアについて
- ・外部講師による講義「若者に多い消費者トラブル」及び「年金制度」について

履修ガイダンスでは、学習の到達度を個々の学生に認識させるとともに、今後の学習内容と課題に見通しが持てるよう指導している。また、学修成果の獲得に向けて、学生便覧等を配付している。基礎学力が不足する学生の支援として、プレカレッジの学習内容を継続させ、在学期間に日本語検定3級取得を全学生に課している。

本学では学年ごとに2人の担任を配置し、学習面や学生生活における全般的な悩みに対応している。ゼミナール形式の授業を取り入れていることもあり、ゼミ担当教員と学年担任が学生の状況や問題を共有・連携しながら指導にあたることも多い。

実技系の科目において習熟度別学習を取り入れ、進度の速い学生等に対し学習支援を行っている。また、基礎学力が不足する学生に対しては放課後や授業の空き時間を使っての個別補講が日常的に行わっている。

学修成果の獲得状況は教職科目の「保育・教職実践演習」の中で使用している個人カルテに学生が定期的に自己評価した結果から判断できるようにしている。その結果をゼミ担当教員が点検し必要に応じて個別に学習支援を行うといった体制ができている。今後も継続していく予定である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関する意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では学年担任制度を取り入れ、1学年ごとに2名の専任教員が学年担任として学生生活全般における相談・支援を行っている。そして、学生厚生委員長と1,2年生の学年担任4名の計5名で学生厚生委員会が組織され、全学生をもって組織される学友会が主催する各種行事やクラブ活動などの学生が主体的に参画する活動の支援を行っている。

しかし、令和2年度は、新型コロナウィルス感染拡大を受け、様々な行事やクラブ活動は休止となった。4月からの授業は遠隔授業となつたが、6月以降は遠隔授業と対面授業を組み合わせた授業の実施に向け、学生生活における感染予防対策を作成し、教職員及び学生に徹底するよう周知し、学生の学修の機会を確保できるよう努めた。感染予防対策の内容は以下のとおりである。

- ①マスクの着用
- ②学生全員に次亜塩素酸水入りのスプレーボトルを配布し、手指や肌、机や身の回りの除菌に努め、1週間単位で次亜塩素酸水の入れ替えを推奨する
- ③短大校舎への出入口を当面正面玄関のみとする
- ④学内施設利用の制限
- ⑤三密を避けるため小クラス別の授業の実施
- ⑥教室のこまめな換気

上記の感染予防対策を徹底した結果、令和2年度の本学からの感染者はいなかつた。なお、令和2年度7月からは完全な対面授業を継続できている。

平成28年4月に本学の同一法人である新潟経営大学に隣接する形で新校舎を移転新築した後は学生食堂、売店等は新潟経営大学と共有しており、短大生も頻繁に活用している。しかし、令和2年度は、新型コロナウィルス感染拡大を受け、図書館は6月以降から利用可能となつた。また売店は利用可能としたが、食堂は感染拡大防止の観点から営業を行わなかつた。（飲食の場としての施設利用は可能）

学生寮はないが、同一法人の4年制大学も隣接しているため、本学周辺には学生向けのアパートが多い。本学入学希望者に対して、短大周辺のアパート情報を送付し、遠距離から通学する学生の便宜を図っている。

本学は決して交通が便利な場所にあるとはいえない。JR信越本線の加茂駅と羽生田駅の中

間に位置しており、両駅から徒歩で 25 分の時間を要する。そのため、通学用の交通手段として、バスを運行し、通学時間を短縮している（片道 8 分）。さらにスクールバスに関しては、平成 28 年 4 月から無料化し、民間のバスは半額補助を行っている。また駐車場、駐輪場に関しては、車で通学する学生も多いため十分な広さの駐車場を用意している。

奨学金に関しては平成 29 年度 11 月より「新潟中央短期大学特別給付奨学制度」を設置し、経済的理由により進学が困難な学生に対して、早期から進学準備に取り組めるように、入学試験前に奨学生を内定する奨学制度を取り入れた。この制度により意欲のある学生の支援につなげたいと考えている。また、令和元年 12 月より、本学の卒業生の子及び兄弟姉妹の入学会員制度と系列校からの入学者に対する入学検定料減免制度を設置し、より広く教育の持続・発展に資するような支援制度を充実させてきた。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング等については毎週火曜日に学生相談室で臨床心理士の資格を持つ学校カウンセラーが対応している。また、健康管理増進室には看護師の資格を持つ専門スタッフが常駐し、毎月一回、水曜日に健康管理増進室で学校医による無料健康相談が行われている。昨年に比べてメンタルヘルスやカウンセリングを希望する学生数が増えている傾向がある。

毎月一回の教職員会議で学生の動向を把握し、情報の共有を図っている。また、学生からの質問や安否確認なども同時に行われている。

新校舎建築時には、校舎内をバリアフリー化とし、障害者受け入れのための支援体制を整えている。校舎案内用に点字ブロックを入れ、エレベータ等の整備を図っている。

留学生は在籍していない。

本学では、長期履修生を受け入れる体制は整えていない。

本学では地域交流委員会を設置し、出前保育や各ゼミの地域参加型活動を推奨し、地域での実践の積み重ねやその振り返りの中で保育者としてのスキル向上に磨きをかける活動を積極的に取り入れている。また、卒業表彰には成績優秀者だけではなく、地域活動に積極的に取り組んだ学生も表彰している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学の進路状況は、毎年、学生の大半が就職希望であることから、就職指導を中心に支援を行っている。環境面では、学生サポート室を設置し、就職実習担当の教員の他、事務を担当する職員も現場経験者（保育園、福祉施設等）を配置している。学生サポート室では求人情報の閲覧、説明会の案内等情報収集が可能である。また、学生が所属するゼミナールの教員も就職全般の相談に乗り、就職試験に向けて履歴書作成の助言や模擬面接を行うなど、教学との連携を図りながら支援する体制となっている。2年間という修業年限の中で学びとしての実習から職業人となる就職まで途切れることなく支援が可能である。学生が主体的に動き、自分で成長を実感できるような対応を心がけている。

この他、毎年、卒業生を招き就職活動、就職後の働く喜びと工夫といった仕事の状況、在学生へのアドバイス等を聞く就職講話を実施している）。卒業年次には外部機関による社会人準備セミナーを実施し、就職後の社会人として必要となる基礎知識（社会人としての心構え、労働法など）を学ぶ機会を設けている。

また、卒業後において何らかの事情で離職した卒業生に対しても随時、求人情報の提供や相談に応じている。

表<就職支援概況>

年次	月	内容	年次	月	内容
1年次	4月	就職ガイダンス 公務員模擬試験(中止)	2年次	4月	就職ガイダンス 公務員模擬試験(中止)
	5月	公立保育所試験対策模試		5月	求人情報掲示 公立保育所試験対策模試
	8月	保護者会で就職指導室の概況説明 キャリア講座(中止)		7月	就職ガイダンス 履歴書記入指導 進路希望調書提出 就職活動について個別指導開始
	2月	公務員試験対策講座 就職ガイダンス(中止)		8月	求職先園学内説明会(～7月)
				10月	保護者会で前年度進路状況等について説明 就職内定者への指導開始
				12月	卒業生による就職講話・懇談(中止)
				1月	社会人準備セミナー

令和2年度は新型コロナウィルス感染拡大の影響により、公務員模擬試験、キャリア講座、卒業生による就職講話、2月就職ガイダンスは中止とした。

本学は、保育に従事する人材を養成する機関であることから、就職に必要な保育士及び幼稚園教諭二種免許状といった専門資格を取得することを目標としている。そのためカリキュラム構成は、この2つの資格を取得するためものとなっている。さらに、現場実習においても事前・事後指導はもちろんのこと、実習中の指導も全教員体制で巡回指導をおこなっている。この現場実習は、資格取得に必要な実習であると同時にインターンシップの場ともなっている。また、この2つの資格の他、公益財団法人日本レクリエーション協会が付与するレクリエーション・インストラクターの資格取得も可能

で、就職後の現場でのスキルアップに繋げている。また、専門職以外の就職希望者には、系列大学が実施している「日商簿記3級講座」にも無料（テキスト代のみ）で受講できるようにしている。さらに、企業就職希望者が大学の就職指導室で求人情報収集やアドバイスを受ける、大学が行う合同説明会への参加ができるなど学生一人ひとりのニーズにこたえている。

就職試験対策として、「公務員試験対策講座」を専門機関と連携して開講し公務員試験対策を行っている（表参照）。平成30年度から外部講師によるキャリア講座を開講した。働くうえでのマナーは就職試験対策としてだけではなく、学生が現場実習をする際にも、求められるものでもあり、将来職業に就くための基礎となるものもある。

表＜就職対策講座の実施状況（受講者数）＞

講座名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公務員試験対策講座	44人	27人	37人	42人	49人

学生の就職状況については月1回の教職員会議で情報共有を図り、大学全体できめ細かい就職支援を実施している。年度末には卒業生の就職先一覧及び正規・臨時の採用雇用形態の割合等の資料を作成し全教職員に配付しており、毎年度の就職状況を共有し学生の就職支援に活用している。

表＜求人状況＞

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県内	471人	466人	665人	684人	665人
県外	898人	1,063人	1,618人	1,314人	1,276人
合計	1,369人	1,529人	2,283人	1,998人	1,941人

進学を希望する学生には進路ガイダンスにおいて、大学への編入学に関する資料や指定校の一覧等を配付し、希望に沿うよう個々の相談に応じている。令和2年度には一般財團法人大学・短期大学基準協会実施による「短期大学卒業生調査」に参加した。短期大学の満足度や学習成果、現在の就業状況、及び短期大学への要望を尋ねることで得られた情報をもとに今後の教育内容や就職支援にフィードバックしていきたい。そのため今後も卒業生の動向調査を計画している。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は幼児教育科のみの短期大学であるが、学長、学科長、教授、准教授、講師を配置し教員組織を編成している。

専任教員数に関しては、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

表<新潟中央短期大学の専任教員表>

2021年3月31日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	備考
	教 授	准教授	講 師	計	[イ]	[ロ]		
幼児教育科	6	5	2	13	8	—	—	
(小 計)	6	5	2	13	8	—	—	
[ロ]	—	—	—	—	—	3	—	
(合 計)	6	5	2	13	8	3	—	

教員の情報については、職名、経歴、学位、研究分野、所属学会、研究業績、社会活動等をホームページで公表している。

専任教員の担当の配置に関しては以下の表の通りである。およそ各分野に1～4名の専任教員が配置されており、保育者養成に関わる主要な科目を主に担当している。

表<専任教員の配置>

2021年3月31日現在

分 野	教 授	准教授	講 師	計
教養系	—	—	—	0
心理系	1	—	1	2
福祉系	1	1	—	2
保育・教育系	1	3	1	5

音楽系	1	1	—	2
美術系	1	—	—	1
体育系	1	—	—	1
計	6	5	2	13

非常勤講師については、担当科目領域で、優れた実務的、実践的な業績を有する者を配置して教員組織の充実を図っている。非常勤講師の採用は、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に基づいて行われている。補助教員は、現在のところ配置していない。

教員の採用については、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に則り、欠員が生じた場合、任用選考を行う。募集手段は基本的に公募によるものとしている。近年では、2016年度（平成28年度）から定員増により実習先の確保課題及び実習指導の充実のため2015年度（平成27年度）2名、2018年度（平成30年度）1名、2019年度（令和元年度）2名の教員を採用している。

教員の昇任については、「新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程」に則り、昇任資格を満たしたと判断される教員に対して行われる。2020年度（令和2年度）は2名の准教授が教授に昇任をしている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。過去5年の専任教員の研究活動は備付資料のとおりである。

本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、各教員の研究活動がどのように進められているかを理解できるようにしている。

専任教員に対して、「新潟中央短期大学研究費支給規程」に基づき年額20万円の研究費を支給している。研究費の使途の範囲は、(1) 研究経費（研究用品、研究図書、雑誌等）、(2) 機械器具・消耗品、(3) 学会費、学会出張費、出張に伴う宿泊費、(4) その他、研究上必要と思われる経費としている。また、通常の研究費に加えて、学内公募により申請書を学長に提出し採択された場合、「プロジェクト研究費」が年額15万円支給される。直近では、村木薫「新潟中央短期大学の教育理念を象徴する彫刻制作」（平成2年度）・稻場健「子育て支援における相談活動の実践的検討～支援体制づくりに求められるもの～」（令和2年度）の実績がある。なお、プロジェクト研究費を支給された場合は、その研究業績を本学研究紀要である『暁星論叢』に発表し、実績報告書を学長に提出しなければならない。

公的研究費の利用にあたり適切な管理・運営を行うために「公的研究費等の管理運営規程」「不正使用に関する取扱規程」「不正行為に関する取扱規程」「科学研究費補助金事務取扱要項」「公的研究費の使用に関する行動規範」を整備している。

専任教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要である『暁星論叢』を年1回発行している。また本紀要是本学ウェブサイトにおいても一般に公開している。紀要に関する規定は、「新潟中央短期大学暁星論叢投稿規定」において定め、編集は専任教員から構成される論叢委員会が行っている。

すべての専任教員に対して個室の研究室を整備しており、研究を行うための十分なスペースを確保している。

専任教員に対しては、研究のための時間確保として、平日週1日の研究日が設けられている。

FDに関しては、「新潟中央短期大学FD委員会規程」を定め、授業・教育方法改善のため、毎年前期・後期に学生による授業評価アンケートを実施し、その結果をウェブサイト上で公開している。

毎月定期的に各部署からなる教職員会議が開催され、学生の状況について報告が行われる。そこで教職員全体への共有が図られている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務職員は、事務組織を統括する事務長を置いて8人組織している。事務組織は少人数のため、部・課といった部署は設けず業務担当を分けて業務にあたっている。主な業務は、総務、教務、学生募集、経理、就職指導、図書館であり、校舎を維持管理する校務員については、大学と兼任で1名置いている。また、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に関する実習を円滑に行うための事務職員を配置し実習先との調整を行っている。

事務処理に関する規程は、「新潟中央短期大学の校務分掌組織に関する規程」「新潟中央短期大学の事務決裁に関する規程」を整備して事務処理にあたっている。

防災対策は、大学と共同して防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年大学と短大の合同の避難訓練を実施している。

事務に関する情報機器は、事務職員全員に学内LANに接続されたノートパソコンを配付し事務処理に活用している。パソコンの情報は、学内ファイルサーバーにより教職員が共有できるシステムになっている。そのサーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”を利用し、不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている。

SD活動は、SD委員会規程に基づき教職員で構成し活動を行っている。学外で開催される研修への参加の他、学内で企画した活動を行った。学内のSD研修会は、いずれかの研修会に全教職員が参加した。また、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年参加していた学外研修会が軒並み中止となり、研修の機会が激減した。

表<SD活動の主な内容>

実施日	研修内容
2019/05/16,17	中長期計画策定研修 SWOT分析（KJ法）（全教職員対象）
2019/05/17	中長期計画説明会（全教職員対象）
2019/05/18	福祉の仕事就職フェア参加 SD研修 就職支援セミナー出席
2019/06/20	SD研修 事務の業務合理化等の改善に向けた研修
2019/07/26	令和元年度高等教育コンソーシアムにいがた大学連携部会SD研修会 参加
2019/08/02	SD研修 私立学校法一部改正説明会出席
2019/10/10	中長期計画策定進捗状況報告、高等教育修学支援新制度に関する説明会（全教職員対象）
2019/10/24	SD研修 RPAツールセミナー出席（業務合理化におけるRPA導入の可能性に関する調査）
2019/11/12	新潟県消費生活センター「消費者被害防止のための大学との連携会議」出席
2019/12/19	平成31年度大学等就職指導担当者連絡会議
2019/12/25,1/7	財務説明会（全教職員）
2020/01/24	役職者の現場における対応力の向上のためのコミュニケーション・リーダーシップ研修会(事務役職者)
2020/01/28	令和元年度学校法人の運営等に関する協議会
2020/03/12	AED講習会（全教職員対象）※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止
2020/09/17	財務説明会（全教職員対象）

事務職員は学習成果を向上させるため、小規模組織の特性を生かして日頃から連携を取りながら

ら業務にあたっている。特に、学校行事は全員体制で対応するが多く、職員は部署の業務に固執することなく全体に関心を持ちながら業務にあたる風土となっている。また、毎月、全教職員が参加する教職員会議において学生状況等の情報共有を全学で行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の人事に関しては、就業規則のほか以下の規程を整備している。また、専任の事務職員は法人内（大学・短大・高校）で人事異動を行っていることから、加茂暁星学園専任職員職務業績評価規程により職員の能力開発、指導育成、昇任選考及び人事管理を行っている。

教員に関しては、「教育職員の勤務時間等の運用に関する内規」により出勤日を月曜日から金曜日までの4日間とし、この間の1日間を学外研修日としている。さらに勤務時間も午前9時から午後4時に定め、教員が学内にいる時間帯を一定にして学生が相談や指導を受けやすい環境整備に取り組んでいる。

就業規則等の諸規程は規程集としてまとめ、事務室に設置し閲覧できる状態になっているほか、電子化した規程も整備している。

[新潟中央短期大学の人事管理に関する規程]

- ①新潟中央短期大学教育職員の勤務時間等の運用に関する内規
- ②学校法人加茂暁星学園育児・介護休業等に関する規則
- ③新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程
- ④新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程
- ⑤新潟中央短期大学任期付教員に関する規程
- ⑥新潟中央短期大学特任教員に関する規程

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準III-B-1 の現状>

校舎を耐震化のため移転改築し、2016年4月から新校舎の運用を開始した。新校舎は学園が設置する新潟経営大学の敷地内に大学校舎と接続するかたちで建設した。施設は大学との共用も合わせると講義室7室、演習室5室、実験実習室11室、情報処理学習施設3室、語学学習施設1室を備えている。各教室には放送設備(小規模教室を除く)、視聴覚設備を備えているほか、全教室にLANコンセントを設置している。また、保育者を養成するための機器・備品関係では、ピアノ(個室)、電子ピアノ等の楽器類、木浴設備、車椅子、栄養実習を行うためのIH調理機器などを整備している。

障がい者に対しての施設設備への対応は、新潟県福祉のまちづくり条例に適合している。

移転改築により、旧校舎では設置することができなかった食堂や売店の利用が可能となり学生の福利厚生が向上している。また、図書館、健康管理増進室、学生ホール、情報処理室、CALL教室(マルチメディア講義室)を共用し、さらに相互の施設を利用することも可能であることから教育の相乗効果も期待できる。

購入図書の選定は、新潟中央短期大学図書購入基準に基づくほか、学生及び教職員からリクエストのあった図書を図書委員会で選定して購入している。また、図書の棚卸を実施し必要があれば理事会に諮って図書を廃棄するシステムとなっている。

旧校舎の敷地にも、校舎と体育館があり、ミュージカル活動、学生のサークル活動で使用している他、必要により授業でも一部使用している。

表<基準面積と現有面積>

学 科	収容定員	校 地			校 舎		
		基 準 面 積	現 有 面 積	(うち運動場面積)	基 準 面 積	現 有 面 積	(うち体育館面積)
幼児教育科	200人	2,000m ²	22,275m ²	7,471m ²	2,350m ²	5,872m ²	609m ²

※校舎面積は専用と大学との共用を含めた面積

表<図書館> (2021年3月31日現在)

面積 (m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
776	120	98,625

図書 [うち外国書] (冊)	学術雑誌 [うち外国書] (種)	視聴覚資料 (点)	
		電子ジャーナル [うち外国書]	
31,524 [1,268]	45 [9]	0 [0]	0

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産等の管理は「学校法人加茂暁星学園固定資産及び物品管理規程」により管理している。

施設の定期的なメンテナンスに関しては、専門業者による消防設備点検(電通プランナー株)、浄化槽保守点検(財団法人新潟県環境衛生研究所、(有)加茂設備)、電気設備点検(財団法人東北電気保安協会)を定期的に実施している。また、夜間の防犯・防災警備を警備会社(新潟綜合警備保障株)の遠隔装置を設置して警備にあたっている。

防災対策は、防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年新潟経営大学と合同で全学体制による防災訓練を実施している。

サーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”で、専門業者による不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている他、全教職員のパソコンには同社が提供するウィルスチェックソフトを導入している。また、学生が授業で使用するコンピュータ室のパソコンは、シャットダウン時にシステムがリセットされる仕組みとなっており、不要なソフトの導入やウィルスの侵入を防ぐ対策を行っている。

新潟中央短期大学の新校舎は建設時に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）第75条第1項前段の規定による届出を行い、審査の結果支障なしとの判定を得ている。

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準III-C-1 の現状>

保育士養成に必要な専門施設として、保育実習室、栄養実習室、保健実習室、ピアノ実習室、ピアノ練習室(個室タイプ 10 部屋)、造形実習室を整備している。ピアノ練習室は授業以外の空き時間は練習ができるよう開放している。

同窓会からはエプロンシアターなどの教材を提供していただき、学生は自由に借りることができる。

保育者のピアノ技術等の向上のため、グランドピアノ、アップライトピアノ、電子ピアノの他に各種楽器を揃えている。IT 関係は、授業で使用するコンピュータ設備及び CALL 教室を大学の設備と共にしているほか、各研究室に学生用コンピュータを設置している。各教室等には LAN コンセントを備えている他、学内全域をカバーする Wi-Fi 設備も完備し、学生は無料で使用できる。

教員及び学生が使用するパソコンの OS が Windows 7 で、マイクロソフトが 2020 年 1 月でサポートを終了したため、機器の入替えを行った。

保育内容総論等の授業において、保育の現場で IT 機器を活用した保育実践のための授業をおこなっている。

[テーマ 基準III-D 財的資源]

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準III-D-1 の現状>

法人全体における資金収支は、過去3年間（平成30年から令和2年まで）連続して支出超過となった。短大は令和元年度は支出超過となつたが、平成30年度及び令和2年度は収入超過となつた。事業活動収支においては、当年度収支差額が法人全体及び短大で過去3年間マイナスとなつた。いずれの要因も学生募集状況による影響が大きいと考えている。

貸借対照表の状況については、第4号基本金に相当する資金を有しており、退職給与引当金は、退職金財團に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

資産運用は、借り入れに伴う出資を除いて、国債に限定して運用している。短大の教育研究用の資金配分は、教育研究経費比率においては平成30年度43%、令和元年度50%、令和2年度47%の割合となつた。図書費に関しては、過去3年間、2,300千円規模の一定割合を維持している。令和元年度は教員及び学生用パソコンの入替えを行うなど、必要に応じて施設設備に資金を配分している。

公認会計士の監査対応は、法人職員の会計担当を窓口に集約しながら、各部門のそれぞれの担当者が個別に対応する体制である。監査意見があった場合は、法人担当者から内容に応じて法人事務局長及び各事務長に報告、相談しながら進める対応をとっている。

寄付金の募集及び学校債の発行は現在行っていない。

入学定員及び収容定員の充足率は、いずれも収容定員を下回っているが、収容定員を充足する場合は、財政は改善する体質となっている。

予算策定については、法人から各学校に予算策定の指示を受けて学校ごとに作成している。短期大学では、各委員会等に次年度の事業計画とそれに伴う予算の意向を調査し集約している。最終的には、事業計画及び予算を学長が確認し法人に提出している。法人では全体を集約して評議員会の意見を聴いたうえで理事会に諮っている。決定後は、短期大学では委員会等に結果を報告している。予算管理は、執行担当者のほかに、予算全体を事務長が把握し、予算の執行状況を管理している。必要があれば補正予算の申請を法人及び理事会・評議員会に諮る。日常的な出納業務は、会計担当者において処理し、月次資産報告は法人部門により一括して、経理責任者（法人事務局長）を通じて報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

「学は業のためにあり、業また学でなければならないのである」とする『業学一如』の建学の精神に基づき、「子どものために 子どもと共に 学びつづける保育者」を教育目標に掲げ、幼児教育に関する専門教育をおこなっている。

令和元年度は、中長期計画の策定にあたり、短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を全教職員参加により実施した。

学生募集対策は、学生募集・入試委員会を中心に計画を立てて実施している。高校訪問は学長をはじめ全学体制により年2回実施することとしている。学長による高校訪問は、校長に対して行われるため学校間の理解にも繋がると考える。オープンキャンパスは学生を動員し、学生によるワークショップや学校生活の説明等、高校生の視点にあわせて行うなどの工夫を行っている。

学納金は、入学金、授業料、施設設備資金、図書費、実験実習料を学則で定めている。また、学生募集状況を考慮した学納金計画により予算策定にあたっている。

人事計画は、専任教員は短期大学設置基準等に定められる人員と本学の課題に沿った人員の採用にとどめ、過度な人員とならないよう努めている。

施設設備は校舎の経年化と耐震の課題から改築が必要となっていたが、短期大学の規模から持続可能な対策を検討し、募集定員の見直しと大学施設に併設する計画を立てて平成27年度に短期大学校舎建設に着手し平成28年4月に完成、運用を開始した。校舎の移転により使用しなくなった建物は平成28年度に解体し、跡地は今後の学園の計画に沿って運用することとしている。

短期大学の定員管理と経費のバランスは、校舎の移転改築を計画する際に検討した。保育者不足という社会的課題と需要の面や校舎建設後の維持管理という点から募集定員を従来の80人から100人に拡大した。これにより定員規模と経費の割合は持続可能な範囲であると考える。

経営情報の学内に対する公開は、令和元年度は学園が設置する高校、短期大学、大学の教職員を対象に直近の決算を基に財務状況の報告が理事長から行われた。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、本学の建学の精神及び教育理念、教育目的・目標を理解し、本学及び学園の発展に寄与している。理事長の職務は寄附行為により定められ、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長のリーダーシップに関しては、毎月1回、経営戦略本部会議を開催している。その会議では、校長、教学責任者と事務長が出席し、各学校の状況把握や懸案事項の調整のほか、理事長からの要請を行う場となっている。令和元年度には、理事会及び評議員会に付議する事項等を審議する常任理事会を設置し、さらに理事長を補佐し、学園の円滑な管理運営を図るための委員会（企画委員会、財務委員会、教学委員会）を理事会内に設置している。

理事長は毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書）を評議員会に報告し意見を求めている。また、令和元年7月開催の理事会において、理事機能の強化として、理事長から理事制度の概要、責任等を説明し、理事会の運営に関する責任の理解を深めている。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、第三者評価に対して理解し、責任を負っている。理事会は、短期大学発展のために、必要な情報を収集し、学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の改廃を適宜行っている。

理事は、本学の建学の精神を理解し、短期大学及び学園全体の健全な経営について鋭意努力している。理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されており、また学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

寄附行為における理事会の規定については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第16条において、

次のとおり定めている。

(理事会)
第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3 理事会は、理事長が招集する。
4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

表＜理事会の開催状況＞（令和2年度）

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議題
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
R2.4.9	15	1	1	1	1	1 理事の辞任について 2 評議員の辞任について 3 新潟経営大学学部長人事について
R2.4.30	14	0	0	2	0	1 評議員の辞任について 2 理事の選任について 3 評議員の選任について 4 新潟経営大学学長の辞任と理事の辞任について 5 新潟経営大学学長の任命と理事の選任について
R2.5.28	16	0	0	2	0	1 評議員の選任について 2 専決処分の承認を求めることについて 3 令和元年度 決算(案)の承認について(別冊) 4 資産運用結果報告書並びに資産運用計画について 5 本私立大学協会の評議員選定について
R2.7.30	18	0	0	2	0	1 評議員の選任について 2 新潟中央短期大学学長候補者選考委員の選任について 3 校長候補者選考委員の指名について 4 学校法人加茂暁星学園法人事務局長の選任及び任期に関する規程(案)の制定について 5 新潟経営大学学長裁量経費等に関する規程の一部改正について 6 新潟経営大学奨学金規程の一部改正について 7 新潟経営大学地域活性化研究所規程の一部改正について 8 新潟中央短期大学特別給付奨学金に関する規程の一部改正について

						9 加茂暁星高等学校授業料等学校諸費徴収規則の一部改正について 10 役員賠償責任保険の加入について 11 令和2年度 第1回補正予算（案）の承認について <報告事項> 1 現物寄附の受け入れについて 2 高校スクールバスの運用変更について
R2.10.29	15	3	0	2	0	1 評議員の選任について 2 学校法人加茂暁星学園法人事務局長候補者選考委員の指名について 3 中期計画について（別冊） 4 新潟経営大学学則の一部改正について（別冊） 5 新潟経営大学特任教員規程の一部改正について 6 新潟経営大学特待生規程の一部改正について 7 新潟中央短期大学特別給付奨学金に関する規程の一部改正について <報告事項> 1 寄付金の件について
R2.12.24	17	0	1	2	0	1 新潟中央短期大学学長の任命について 2 加茂暁星高等学校校長の任命について 3 学校法人加茂暁星学園法人事務局長の任命について 4 令和2年度第1回補正予算（案）の承認について（別冊） 5 新潟経営大学学則の一部改正について（別冊）
R3.3.25	16	2	0	2	0	1 基本財産の処分について 2 理事の辞任について 3 理事・常務理事の選任について 4 理事の選任について 5 評議員の選任について 6 定年規程の定年を超えた非常勤講師の採用について 7 新潟経営大学就業規則、新潟中央短期大学就業規則及び加茂暁星高等学校就業規則の一部改正について 8 学校法人加茂暁星学園事務組織及び事務分掌規程の一部改正について 9 内部監査規程（案）の制定について（別冊） 10 新潟経営大学特待生規程の一部改正について 11 新潟経営大学学長裁量経費等に関する規程の一部改正について 12 令和2年度卒業予定の私費外国人留学生における学費納入期限の特例に関する規程（案）の制定について 13 令和2年度 第2回補正予算（案）の承認を求めるについて（別冊） 14 令和3年度 当初予算（案）の承認を求めるについて（別冊）

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、学長選考規程に基づいて選任されている。学長の前歴は、新潟県立大学子ども学科教授として学生の教育に当たると同時に、新潟県立大学学生部長、人間生活学部長の経験もあり、教育の面のみならず大学の管理・運営面での経験もある。

学長は校務を統督する立場にあり、大学運営に関してリーダーシップを発揮している。その取り組みの一つとして2016年（平成28年）4月から全教職員を対象とした教職員会議を開催している。第1回会議の冒頭で学長は、「教職員が心を合わせ、力を合わせて業務を遂行することが組織として必要である。そのためには、必要な情報を適時に共有することが大事で、そうした機会としたい。」と述べた。

2018年度（平成30年度）に企画運営会議を設置。会議の構成員は、学長、学科長、事務長とし、必要により構成員を追加することとしている。企画運営会議では、主に①教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等、②大学改革の推進に関すること、③大学の機能強化に関すること、④その他学長が必要と判断したものを検討・協議するほか、教授会を適切に運営するために教授会の議題整理も行っている。また、IR情報（学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得実績、就職・進路実績及び卒業生に対する調査結果等）を活用し、検証等を行っている。

年度当初の教授会において、教員も大学職員も心を合わせて課題に取り組むよう要請し、大学運営については、よい教育・研究、喜ばれる地域貢献、きめ細やかな学生指導を常に心がけるよう所信を述べている。

学長は、本学の建学の精神を機会あるごとに、例えば、入学式等の式辞や、プレカレッジ等の際に、また学長が担当する教科等において、わかりやすく学生に語るように努めている。

本学の建学の精神は仏教精神に基づく教育であるが、具体的には「業学一如」である。特に本学は幼児教育科であり、「業学一如」の理念、即ち学びを実践に活かしその実践から更に学びを深めていく態度を根幹に据えて、理論的な面のみならず、実践的な技術、態度をも重視して教育にあたっている。また、本学園発祥の寺、大昌寺における参禅体験を行っている。

学長は、学生に対する懲戒を学則のほか、懲戒規程により手続きを定め行っている。

学長の選考は、学長選考規程により学長候補者選考委員会を設置し、教授会及び理事会において選任された委員により候補者を選考し、理事会において決定している。

教授会及び学長を補佐する各委員会は、規程に基づき適切に運営され、短期大学の教学運営体制が確立している。

学長は、教授会を学則に基づいて開催し、教授会の意見を参考して最終的な判断を行っている。定例教授会は原則毎月1回、事前に協議事項等を示して開催している。臨時教授会は必要がある場合、適時開催している。教授会は全専任教員が構成員である。事務長が書記として出席している。協議事項と報告事項がある。教授会は、教授会規程に基づいて開催されている。議事録は整備している。議事録署名人は2名である。

学長は、年度当初の教授会において、教育目標と三つの方針について語り全教員が認識を共有する場となっている。また、2019年度（令和元年度）には、学修成果及び三つの方針を見直した。

本学においては学長及び教授会の下に委員会が設置され、委員会規程に基づいて運営されている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事の職務については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第 7 条、第 15 条において次のとおり定めており、適切に業務を行っている。

また、監事は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

(監事の選任)

- 第 7 条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会が推薦する者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財務の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実が認められ、必要があると認めるときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号により必要あるときには、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事による監査状況は下表の通りである。

表<過去 3 カ年の監事の監査状況>

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備 考
実施時期	平成 31 年 5 月 21 日 5 月 31 日	令和 2 年 5 月 26 日 5 月 28 日	令和 3 年 5 月 25 日 5 月 27 日	監査 監査報告
監査内容	1 収入・支出の項目の検証 2 未収入金・未払い金の確認と計上 3 仮受金・仮払金の確認と計上 4 退職給与引当金の計上額は妥当か 5 固定資産の減価償却は適性か 6 支払資金・特定資産の管理			

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、理事の定数（「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第6条）の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会については、私立学校法第42条に従い、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第20条において、次のとおり定めており適切に運営している。

第6条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新潟経営大学の学長
- (2) 新潟中央短期大学の学長
- (3) 加茂暁星高等学校の校長
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人以上6人以内
- (5) 第1号から第4号に規定する理事の過半数をもって選任された者 5人以上9人以内

第20条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、25人以上43人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事については特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることができない。

表<評議員会の開催状況>(令和2年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
R2.5.28	32	2	2	2	0	1 評議員の選任について 2 理事の選任について 3 専決処分の承認を求めることについて 4 令和元年度 決算の報告について（別冊） 5 資産運用結果報告書について
R2.7.30	34	3	1	2	0	1 加茂暁星高等学校授業料等学校諸費徴収規則の一部改正につ

						いて 2 令和2年度 第1回補正予算（案）の承認について <報告事項> 1 現物寄附の受け入れについて 2 高校スクールバスの運用変更について
R2.10.29	32	6	1	2	0	1 理事の辞任について 2 理事の選任について 3 中期計画について（別冊） 4 新潟経営大学学則の一部改正について（別冊） <報告事項> 1 寄付金の件 2 先回の評議員会質問事項
R2.12.24	34	3	3	2	0	1 令和2年度第1回補正予算(案)の承認について 2 新潟経営大学学則の一部改正について(別冊)
R3.3.25	25	11	3	2	0	1 基本財産の処分について 2 新潟経営大学就業規則、新潟中央短期大学就業規則及び加茂暁星高等学校就業規則の一部改正について 3 学校法人加茂暁星学園事務組織及び事務分掌規程の一部改正について 4 令和2年度第2回補正予算（案）の承認を求めるについて 5 令和3年度当初予算(案)の承認を求めるについて

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、新潟中央短期大学のウェブサイト (<http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/#tab05>) で公表している。

＜情報公開している項目＞

学則
教育研究上の基礎的な情報
修学上の情報等
シラバス、履修系統図、実務経験のある教員による科目一覧
行事日程
学校法人加茂暁星学園財務情報
学修時間・学習行動、留学率、学位取得状況・資格取得実績、卒業者・就職者・就職率等
自己点検・評価報告書
授業評価アンケートに関する考察
研究費等不正防止対策に関する基本方針、公的研究費に関する規程、不正行為等に関する窓口
教員の養成の状況に関する情報公開
高等教育の修学支援新制度の対象機関として確認を受けた内容

私立学校法の規定に基づき、財務情報を学園のウェブサイト (<https://www.niigataum.ac.jp/houjin/>) で公開している。

＜情報公開している項目＞

寄附行為等の規則
役員名簿
財務情報（決算の概要・事業報告・監査報告）
耐震化率